

広島県公安委員会告示第 32 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
5 P 00 45	告示の日 (令 和 7 年 5 月 1 日) から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	e 花の慶次～傾奇 一転 H 6	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏明 (愛知県名古屋市中村区烏 森町三丁目 56 番地)	左同